

役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 22 年 4 月 13 日 規程第 2 号 制定
平成 30 年 3 月 27 日 規程第 2 号－2 改正
令和 2 年 8 月 4 日 規程第 2 号－3 改正
令和 5 年 6 月 29 日 規程第 2 号－4 改正
令和 6 年 11 月 28 日 規程第 2 号－5 改正

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京財団（以下、「財団」という。）の定款第 27 条及び第 13 条に基づく役員及び評議員の報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。役員とは、定款第 20 条に基づく理事及び監事をいう。

- (1) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、理事及び監事のうち、常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益、及び退職慰労金をいう。なお、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員には、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表 1 により支給するものとし、各常勤役員の報酬額は、評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表 2 により支給する。
- 4 非常勤監事の報酬は、別表 3 により支給する。
- 5 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 6 評議員の報酬は、別表 4 により支給する。
- 7 常勤役員の退職にあたっては、第 4 条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。ただし、任期満了の日又はその翌日において再び同一又は担当を異にする常務理事に選任されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(退職慰労金の支給)

第4条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、職務上の義務違反により解任されたときは、退職慰労金は支給しない。

2 別表1の月額報酬を算定基準とし、在職1年につきその年の月額報酬の1ヶ月分を退職慰労金として積み立て、退職時に支給する。退職時に一年に満たない年がある場合は、その年の月額報酬を12で除した額に在職月数を乗じて得た額を支給する。

3 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(報酬等の支給日及び方法)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員については、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その計算方法は、事務職職員給与・賞与規程に準ずる。

(新たに常勤役員となった者の月額報酬)

第7条 月の途中で常勤役員に就任した場合及び報酬額に変更があった場合は、当該月については、月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(常勤役員でなくなった者の月額報酬)

第8条 常勤役員が次のいずれかに該当するときは、その月に支給する月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(1) 辞任又は任期満了により退任したとき

(2) 解任されたとき

2 常勤役員が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(日割計算の方法)

第9条 この規程に定める報酬の日割計算方法は、その月の現日数から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日数を差し引いた日数により日額を算出し、これに支給を停止するまでの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始以外の日数を乗ずることにより行うものとする。

(端数の処理)

第 10 条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(公表)

第 11 条 財団は、この規程をもって、役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

公益財団法人への移行にともない、新たに制定。ただし、平成 21 年 4 月 1 日改正前の旧規程が適用される常務理事の退職慰労金は、旧規程改正前日において算出された退職給与の額を加算して支給するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 13 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和 2 年 8 月 4 日から施行し、令和 2 年 7 月 27 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和 5 年 6 月 29 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和 6 年 11 月 28 日から施行し、令和 6 年 11 月 28 日から適用する。

別表1 常勤役員の報酬表

	月額	年額
A	1, 800, 000円	21, 600, 000円
B	1, 750, 000円	21, 000, 000円
C	1, 700, 000円	20, 400, 000円
D	1, 650, 000円	19, 800, 000円
E	1, 600, 000円	19, 200, 000円
F	1, 550, 000円	18, 600, 000円
G	1, 500, 000円	18, 000, 000円
H	1, 450, 000円	17, 400, 000円
I	1, 400, 000円	16, 800, 000円
J	1, 350, 000円	16, 200, 000円
K	1, 300, 000円	15, 600, 000円
L	1, 250, 000円	15, 000, 000円
M	1, 200, 000円	14, 400, 000円

別表2 非常勤理事の報酬

- ・理事会、評議員会出席の都度 一回当たり 50, 000円
- ・その他会議出席の都度 一回当たり 50, 000円
- ・定款第20条第2項及び第3項に定める理事長又は常務理事が非常勤の場合は、評議員会の承認をもって別表1に定める報酬額に従事割合を乗じて額を定めることができる。

別表3 非常勤監事の報酬

- ・理事会、評議員会出席の都度 一回当たり 50, 000円
- ・監査報告書の作成 一年度当たり 50, 000円
- ・その他会議出席の都度 一回当たり 50, 000円

別表4 評議員の報酬

- ・評議員会出席の都度 一回当たり 50, 000円
- ・その他会議出席の都度 一回当たり 50, 000円